二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）

理措置が行われたものであること。

五　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）をそれぞれ一以上使用したもの 二　専ら原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもの	（略）	（略）	一～四　（略） （削る）
			五～八　（略）
液状肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもので あつて、液状のものをいう。）	（略）	（略）	一～七　（略） 八　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 九～十二　（略）

二　原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）

であること。

五　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
副産肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）をそれぞれ一以上使用したもの 二　専ら原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）
液状肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもので あつて、液状のものをいう。）	（略）	（略）	一～七　（略） 八　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 九～十二　（略）